

物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直し場合はその内容)	
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数			継続支出の有無
研究炉地区施設の放射線管理業務請負契約	根本 伸一郎 契約部長 茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1	平成29年4月1日	公益財団法人放射線計測協会 茨城県那珂郡東海村白方白根2-4	4050005010671	競争に付しても入札者がいないとき、再度の入札をしても落札者がいないとき及び落札者が契約を結ばないとき【契約事務規程第32条第1項第12号】(特命クワイテリア:5-(3))	-	61,158,240	-	-	公財	国認定	1		参入条件は必要最低限の内容となっており、入札公告開始日から開札日までの期間についても十分確保している。また、仕様書の記載内容についても新規参入者が業務内容及び業務量を十分に理解し適正な入札価格を算出するための必要な情報を記載している。更に事業遂行履行能力については、技術審査等により的確に審査している。	有
むつ科学技術館の運営管理業務	飯内 典明 青森研究所開発センター管理部長 青森県むつ市大字開根字北開根400番地	平成29年4月1日	公益財団法人日本海洋科学振興財団 東京都台東区池之端1-1-1	8010505000081	競争に付しても入札者がいないとき、再度の入札をしても落札者がいないとき及び落札者が契約を結ばないとき【契約事務規程第32条第1項第12号】(特命クワイテリア:5-(3))	-	32,076,000	-	-	公財	国認定	1		参入条件は必要最低限の内容となっており、入札公告開始日から開札日までの期間についても十分確保している。また、仕様書の記載内容についても新規参入者が業務内容及び業務量を十分に理解し適正な入札価格を算出するための必要な情報を記載している。更に事業遂行履行能力については、技術審査等により的確に審査している。	有
放射線作業者の被ばく線量登録管理に関する業務契約(伊規法)	根本 伸一郎 契約部長 茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1	平成29年4月1日	公益財団法人放射線影響協会 東京都千代田区鍛冶町1-9-16	5010005018734	契約の性質又は目的が競争を許さないとき【契約事務規程第32条第1項第2号】(特命クワイテリア:1-(1)①)	-	21,291,000	-	-	公財	国認定	-		法令の規定により契約相手が定められているため、見直しすることはできない。	有
「原子力技術セミナー」に係る作業	中西 弘樹 敦賀事業本部業務管理部長 福井県敦賀市木崎65号20番地	平成29年5月26日	公益財団法人若狭湾エネルギー研究センター 福井県敦賀市長谷64-52-1	3210005006423	競争に付しても入札者がいないとき、再度の入札をしても落札者がいないとき及び落札者が契約を結ばないとき【契約事務規程第32条第1項第12号】(特命クワイテリア:5-(3))	-	21,600,000	-	-	公財	国認定	1		参入条件は必要最低限の内容となっており、入札公告開始日から開札日までの期間についても十分確保している。また、仕様書の記載内容についても新規参入者が業務内容及び業務量を十分に理解し適正な入札価格を算出するための必要な情報を記載している。更に事業遂行履行能力については、技術審査等により的確に審査している。	有
東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の分布データの集約	宮川明 研究連携成果展開部長 茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1	平成29年6月30日	公益財団法人日本分析センター 千葉県千葉市稲毛区山王町295-3	6040005001380	国、地方公共団体等との取決めに、契約の相手方が一に定められているもの【契約事務規程第32条第3項】	-	23,768,230	-	-	公財	国認定	1		本調査は、福島第一原子力発電所周辺の放射性セシウム等の沈着量の定量及び放射性核種による空間線量率の評価、スクレーパープレート等を用いて採取された土壌試料について、ガンマ線放出核種の測定を行い、放射性セシウムの分析を実施するものである。 本調査は、原子力規制庁が実施する事業の一環として行われているものであり、原子力規制庁からの受託契約において、当該法人が再委託先として定められているものである。	有
東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の分布データの集約	宮川明 研究連携成果展開部長 茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1	平成29年6月30日	公益財団法人原子力安全技術センター 東京都文京区白山五丁目1番3-101号	6010005018634	国、地方公共団体等との取決めに、契約の相手方が一に定められているもの【契約事務規程第32条第3項】	-	14,324,780	-	-	公財	国認定	1		本調査は、福島第一原子力発電所周辺の放射性セシウム等の沈着量の定量及び放射性核種による空間線量率の評価を実施するものである。 本調査は、原子力規制庁が実施する事業の一環として行われているものであり、原子力規制庁からの受託契約において、当該法人が再委託先として定められているものである。	有

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の分布データの集約	宮川明 研究連携成果展開部長 茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1	平成29年6月30日	公益財団法人放射線計測協会 茨城県那珂郡東海村白方白根2番地の4	4050005010671	国、地方公共団体等との取決めに、契約の相手方が一に定められているもの【契約事務規程第32条第3項】	-	7,234,085	-	-	公財	国認定	1	有	本調査は、福島第一原子力発電所周辺の放射性セシウム等の沈着量の定量及び放射性核種による空間線量率の評価を実施するものである。 本調査は、原子力規制庁が実施する事業の一環として行われているものであり、原子力規制庁からの受託契約において、当該法人が再委託先として定められているものである。
東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の分布データの集約	宮川明 研究連携成果展開部長 茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1	平成29年7月3日	公益財団法人環境科学技術研究所 青森県上北郡六ヶ所村大字尾崎字家ノ前1番7	1420005006718	国、地方公共団体等との取決めに、契約の相手方が一に定められているもの【契約事務規程第32条第3項】	-	5,489,926	-	-	公財	国認定	1	有	本調査は、放射性セシウムの深度分布調査を実施するため、層別に採取された土壌試料について放射性セシウムの測定・分析を実施するものである。 本調査は、原子力規制庁が実施する事業の一環として行われているものであり、原子力規制庁からの受託契約において、当該法人が再委託先として定められているものである。
硝酸塩含有廃棄物における地層処分における安全性に関する研究(V)	宮川明 研究連携成果展開部長 茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1	平成29年7月6日	公益財団法人原子力安全研究協会 東京都港区新橋五丁目18番7号 国立大学法人東北大学 宮城県仙台市青葉区片平二丁目1番1号	1010405009411	契約の性質又は目的が競争を許さないとき【契約事務規程第32条第1項第2号】	-	21,442,259	-	-	公財	国認定	2	有	本研究は、硝酸塩を多量に含む放射性廃棄物の地層処分における安全性の評価を実施するものである。 本研究の実施にあたっては、国における地層処分の安全確保に関わる知見はもとより、硝酸塩を含有する放射性廃棄物の特性評価手法及び技術の有無を有することが必要不可欠である。特に、硝酸塩と共存するアスファルトなどの有機物との発熱反応の評価技術及びこれらの化学物質の熱力学的性質を評価する手法・設備が必要となる。 当該法人は本件実施に必要な技術等を有する唯一の法人であることから、契約方式は公募が適当であると判断する。
直接処分における廃棄体の固有性確認技術の適用性検討	宮川明 研究連携成果展開部長 茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1	平成29年8月22日	公益財団法人原子力環境整備促進・資金管理センター 東京都中央区月島一丁目15番7号	6010005014757	契約の性質又は目的が競争を許さないとき【契約事務規程第32条第1項第2号】	-	5,391,206	-	-	公財	国認定	1	有	本検討は、使用済燃料を対象とした処分施設の設計段階において考慮しておくことが必要になると考えられる保障措置技術として、廃棄体の固有性を確認するための技術の適用性検討を実施するものである。 本検討の実施にあたっては、処分容器の仕様で定められている厚みを有する炭素鋼の超音波探傷試験を実施した実績を有していること、また、溶接部のある厚肉の炭素鋼のモデル化及びシミュレーション解析を実施した実績があることに加え、平成27年度、平成28年度に実施したシミュレーション解析で設定した解析モデルとの整合性を図る必要がある。さらに、超音波探傷技術を用いた試験とシミュレーション解析で得られた結果を使用済燃料の直接処分施設、および廃棄体に要求される保障措置要件に従って評価・考察する能力が必要不可欠である。 当該法人は本件実施に必要な技術等を有する唯一の法人であることから、契約方式は公募が適当であると判断する。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。